

戦後、ソ連の漁業政策^{*1}

——政府決定文書を中心にして——

今 西 一・飯 田 富士雄^{*2}

Policy of the Fishery in Soviet Union after World War II
—In the Light of Documents Determined by the Government—

By
Hajime IMANISHI and Fujio IIDA^{*2}

With a reference to an official report of the Soviet Government, this paper examines what a policy has been adopted in the fishery of the country after World War II. The examination is made through three periods. In the first period from 1945 to 1965 Soviet Union began to establish deep-sea fishery and build the base of operation. In the second period from 1965 of economic reformation to 1973 Soviet Union paid attention not only to the organization of fishery, but to the resources, environments and utilizations of fish. In the third period from 1974 as the adoptive year of the rules for the integrity of the continental shelf to the present Soviet Union has enforced rigorous regulations in the coastal and inland seas of her country, organizing an integrated system for the useful method of controlling resources, and for their reproduction, protection and environmental security. Today Soviet Union encourages her people to work effectively in the international waters, while she utilizes the coastal and inland seas. As for the reproduction of the resources, Soviet Union tells the inside and outside of the country that unless any man tries to reproduce them she never allows him to catch fish.

1. はじめに

戦後ソ連の漁業政策を特徴づけるものは、ペー・エム・エル・テー^{*}に代表される大型トロールの大船団による遠洋漁業の展開である。南部に若干の伝統的な漁業地帯を有し、北部や極東海域の資源はその多くを外国の漁獲に委ね

てきた漁業後進国=ロシアを、日本と並ぶ世界有数の漁業大国にまで発展させたものは船団方式を基礎とする遠洋漁場の精力的な開発であった。¹⁾

1970年代の半ば以降、いわゆる200海里体制への移行とともに、ソ連の漁業政策は大きな転換をせまられる。すなわち200海里体制が今や世界の定着した実質的概念と

^{*1} 水産大学校研究業績 第1088号、1986年7月8日受理。

Contribution from Shimonoseki University of Fisheries, No.1088. Received July 8, 1986.

^{*2} 福岡県農業会議

The Agricultural Chamber of Fukuoka Prefecture, Kencho-nai, 7-7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka 812, Japan.

*ペー・エム・エル・テーとは大型冷凍トロール漁船の略称である。

して確立されている現状において、漁業先進国が漁獲高の向上を目指し、遠洋漁業に重点をおく積極的施策を講ずるという事態の到来は、必然的に『遠洋漁場』をめぐる遠洋漁業国とその沿岸の国々との利害の衝突を避け難いものとする。したがってソ連が遠洋漁場の利用をめぐって、その沿岸の諸国との利害衝突に直面したのはこれよりずっと早い時期であったと考えられるし、沿岸諸国の資源ナショナリズムが強まるのにともなって、遠洋漁業国＝ソ連が遠洋漁場からしめ出される事態は当然予測されたと考えられる。

この点でのソ連の対応はどうであったのか。同じく遠洋漁業国としての歴史と実績をもつわが国が200海里体制への対応において見込み違いとたちおくれがあったと指摘されている中にあって、これは非常に興味深い点である。^{2,3)}

次のような経過から判断して、200海里体制へのソ連の対応は、かなり周到かつ、速やかであったと考えられる。

その第1は、漁場を近海にもつ途上国との漁業外交である。ソ連はすでに1960年代から中南米やアフリカの沿岸諸国と積極的な漁業外交を展開しており、途上国との沿岸漁場の開発や港湾の利用とひきかえに技術援助や漁獲物供給を行うというパターンをかなり広く用いてきている。¹⁾ これはもちろん、外交政策の一環であって、200海里体制と総称される今日の資源利用秩序をどの程度まで予測していたのかは今のところ明らかではないが、その国の沿岸資源はその国民が優先的に利用する権利をもっており、その資源の利用は当該国との合意の下に行われるべきものであるという理解を、ソ連の関係者は、かなり早い時期から示していたと考えられる。

第2は、後述するとおり、すでに1960年代から沿岸・内水面資源の保全・再生産に考慮が払われており、しかもそれが時を追って包括的・総合的なものとなり、そのための環境保全等の措置の徹底が図られていることである。この点も一般的な環境保全・資源保護と結びついたものであり、また一方では、漁業を営む少数民族の伝統的産業（生業）を守るという意味での沿岸・内水面漁業の育成とも関連している⁴⁾ので、それらのすべてを200海里体制への対応と結びつけて考えるわけにはゆかないが、1976年の200海里宣言に向かって次第に形を整えてゆく沿岸・内水面漁業政策と資源・環境保全策の背景には、遠洋漁業資源の有限性と沿岸諸国の優先権に対する理解があったと考えることができよう。

ところで、ソ連における漁業ないし食料としての魚の位置づけをどのように理解するのか、この点がソ連漁業および漁業資源をめぐる日ソの関係をみる上で極めて重要な問

題である。

ソ連の対日漁業政策を、単に外交・交渉の面だけで考えるわけにはゆかないし、『利用しない水産資源を交渉の具にもてあそぶ』とかあるいは『食肉生産の不振をカバーするため国民に無理やり魚を食わせている』等の推測による安易な判断はいましめねばならないであろう。

好むと好まざるとに関わらず、極東海域を同じく近海漁場として共有する日本とソ連は、そこに相互の冷静な理解、評価に立った共存の道を求めるべきであり、その前提としてお互いの漁業政策、漁業生産、消費構造のリアルな理解が求められてしまうべきものであろう。

本稿では、以上のような観点での考察の第一段階として、戦後ソ連の漁業政策を、主として政府決定として公表された文書を通じて跡付けてみることにする。

2. 遠洋漁業の確立

戦時下のソ連漁業は、漁船の軍事転用と内水面での乱獲により、生産基盤の著しい後退、荒廃をもたらした。したがって、戦後の漁業政策の課題は、他の経済諸部門におけると同様に荒廃した生産基盤の復興をはかることであり、指導原則としての政策の提示は必ずしも重要性をもたなかつたと考えられる。⁵⁾

註) 少なくとも今回我々が検討した資料には、戦後間もない時期における漁業発展の方向づけについて述べた指導的な文書は見出だされなかった。

しかし、今日の遠洋漁業国＝ソ連の基礎課題とも言える外洋船団の建設を軸とする遠洋化の推進は、戦後間もなく着手されたと言わることから見て、^{5, 6)} 戦後復興期における漁業の沖合化・遠洋化は復興の枠に沿った、その延長線上での施策であったと考えられる。戦時期における外洋船の軍事徴用、大量喪失とともに内水面と沿岸資源の過度の利用、その資源状態の悪化という現実の下では、漁業振興は必然的に外洋船の建造、ないし軍用船からの再転換、近海・沖合資源利用の強化へと傾斜を強めざるを得なかつたことはきわめて当然の趨勢であり、議論の余地はないものと考えられる。

この時期までのソ連の主要な漁業地域は、北部と南部および西部であったが、このうち南部は、アゾフ海を含む黒海とカスピ海が主体である。これらはいずれも大洋ときりはなされた内海であって、そこでの漁獲努力の強化は急速な資源状態の悪化につながる。一方北部と西部においては、近海資源は必ずしも豊かでなく、またイギリスや北欧の伝

統的な漁業国との競合もきびしいものがあった。こうして、極東海域の本格的漁業開発が日程にのほってくるのは時間の問題であったと言えるが、それにはいくつかの重大な困難がひかえていた。

その第1は、地理的な距離の問題である。ヨーロッパ・ロシアの大消費地までの陸路約一万キロの輸送は、この地域の漁業開発に少なからぬブレーキとなることである。しかもこれには二つの面がある。漁獲物ないし製品の輸送にかかる問題と、これとは正に逆方向の生産諸資材・生産手段の輸送である。漁船・漁網・漁具・容器等を生産する企業は、すべて北部・西部ないし南部の伝統的な漁業地域に近接して立地していたので、極東の漁業開発を本格的に進めるためには、これらの関連生産部門を極東地域にあわせて建設せねばならず、そのための多大の投資を必要としなければならなかった。

そして第2の困難は、これら近代的漁業とその関連企業を支える労働人口が極東地域に形成されていないことである。シベリア・極東地域の伝統的な漁業は、主としてアジア系の先住諸民族のいわば生業として営まれてきた⁴⁾ものであり、そして、これら漁業を伝統的産業としてきた住民を主体とする近代的漁業の振興が行われることは、一つの理想とは考えたようであるが、これには住民の生活様式の転換、職業教育等々の、困難でかつ時間のかかる課題がひかえていたのである。

畜産を含めて戦争中に荒廃した食料生産基盤の下で、戦後急速な復興と、なお一層の工業開発をはからうとするソ連にとって、動物蛋白質食品の供給源としての漁業の発展は緊急の課題であり、極東海域の豊かな漁業資源をいかに速やかに、大量に活用するかに关心が向けられたのは当然のなりゆきであった。

さて、その結果として、戦後極東地域の漁業開発においては、ヨーロッパ・ロシアの漁業地域からの産業移植の形がとられた。

1948年10月4日に出されたソ連閣僚会議の決定「極東の水産業の発展について」⁷⁾は以上のような背景の下で、戦後極東漁業振興の方向づけをした重要な文書である。

決定はまず、沿岸漁業の特色である「操業の季節性の克服」をかけ、沖合漁業（直訳すると「積極的漁業」となる。）を5カ年間で約3倍（約34万t）にふやすことをはじめとして、サケ・マス漁網の大型化・沿岸捕鯨の振興等の目標を示している。また1948年の漁期には「各コンビナートに塩を配送するために労働力と船舶を転用しなければならない事態があった。」として、次の盛漁期に向かっ

て諸準備を計画的に行うよう要求している。

決定はこのあと、かんづめ生産・廃物を利用した生産（飼料）、機械化と新技術導入、木製容器工場、漁網製造、船団の編成、労働者と漁業コルホーズ員の移住、要員（カードル）の確保、住宅および文化・生活関連施設の建設、極東の水産業への要員定着化に関する方策、基本建設・諸物資供給の確保等の項目を挙げて、漁業省・機械製作省・金属工業省・化学工業省・食品工業省等関係省庁の協力の下にこの開発事業を推進することを求めている。以下、この文書の中でいくつかの特徴的な点についてとりあげてみる。

第1に製品化の中では、かんづめ製造が大きな役割を与えられている。低温保存の技術がまだ広く応用されるに至らない段階での確実な保存技術として、かんづめ加工が大きな位置を占めていたこと、また主要な消費地まで数千ないし一万km以上という遠隔地の立地条件が、このような方向を決定させたとみられる。

第2に関連部門の建設である。かんづめのカンと塗料・木製容器等の現地生産化にとどまらず、木材伐出のための林道建設、住宅・生活関連施設に至るほとんど一切のものが新たな建設の対象となり、船団創設のための船舶は西部地域から導入し、労働者・漁業コルホーズ員までをも西部地方からの移民に依存するという、いわば国内植民地的なタイプの開発である。

極東地方にもナナイ族をはじめ伝統的に漁業を営んできた民族があり、彼らによる漁業はこの時期にも営まれていたであろうが、上記決定は、これらの伝統的な漁業に対して近代的装備を普及させるという近代化、発展の道ではなく、おそらくは在來のものとは別個に近代的な装備を整えた漁業経営体をつくり出そうとするものであった。

魚類食品の急速な生産増加という大目的のためにとられた止むを得ざる方策であったとはい、このことは極東漁業の技術や労働者の資質等に少なからぬ影響を及ぼしたと考えられる。次にみる要員、労働者確保のための多大な努力と投資もこの点と深くかかわっている。

決定はその第46項において、「極東の水産企業に恒常的労働要員を確保するため……1949～1952年の間にソ連邦中央部諸州から自由意志に基づき、サハリン・クリール（千島）諸島・カムチャッカ・オホーツク沿岸地域に1万8千家族の移住」を組織することを定めている。移住にあたってクリール・カムチャッカ・オホーツク沿岸への移住者には、本人に2千ルーブリ以内、同行の家族1人当たり300ルーブリの手当を支払うことになっているが、1950年の労

労者の平均賃金支払額が月64.2ルーブリであった⁸⁾ことから判断すれば、これは非常に大きな特典である。

また、ハバロフスク市の職業技術学校、ナホトカの航海学校をはじめとして指導的要員養成機関の建設、労働者の定着化をはかるための個人用住宅建設と購入資金融資、学校・寄宿舎・病院・浴場・クラブ・保育園等の建設、年金面での優遇、漁業企業の副次的農業の拡充による肉・野菜をはじめとする食料品供給改善等を規定している。

この決定において、いまひとつ注目したいのは、第19項において、日本海・オホーツク海・ベーリング海におけるサケ・ニシン・底層魚類等の資源状態とその再生産、および回遊状況等の調査・研究を漁業省に義務づけ、そのために1949年に太平洋漁業海洋学研究所のカムチャッカ支部とサハリン支部の大幅な拡充、10件にのぼる試験場と観測所の増設を決定している点である。

かなり強引とも思える極東地域の漁業開発とそのための資金と労働力の動員を行なう反面で、周到な資源調査と試験・研究体制の強化がみられる点に、極東漁業にかけるソ連当局の期待の大きさと、極東海域資源の管理・再生産確保に対するきびしい対応の原点ともいべきものをみることができよう。

1952年10月10日、ソ連邦共産党第10回大会で採択された「第5次5カ年計画（1951～'55）に関する指令」⁹⁾は、食品工業の項の中で冷凍船の70%拡充と共に内水面資源の増加、養殖事業の強化をかけげ、具体的な地域としてはエストニア・ラトビア・リトアニアの沿バルト三国（西部海区）の漁獲の大幅増加を規定しているが、戦前期から一貫してソ連の全漁獲量の約4分の1を占めてきた極東海区には言及していない。このことに関しては、いさか不可解な印象も残るが、この時期にソ連は大西洋水域を中心とする急速な遠洋化に大きな期待をかけてとりくんできり、またそれが一定の成果を生んでいる点からして、遠洋漁業発展の重点を西部海区と極東海区の二面においてとりあげていこうとする趨勢を見ることができる。

また、1959年2月5日、ソ連邦共産党第21回大会において採択された「7カ年計画の統制数字」¹⁰⁾の中では、さらに一般的に「公海と大洋での新しい漁場の開発・池・湖水・河川・貯水池の広範な利用によって」漁獲高の1.6倍化を達成することを見込んでいる。

このように、ソ連の経済政策の最も基本的な文書である5カ年計画ないし7カ年計画の指令の中では、漁業についてはごく簡単にしかふれられておらず、それは、それ以降も踏襲されている。このことは、漁業が軽工業の中の一部

門としての食品工業の一端を担うもの、というソ連における漁業の位置づけに起因するものであろう。したがって、その時々の漁業をめぐる重点的な政策については、それ以外の個別的な政府決定の文書の形で示されている。ここで、いまひとつ注意しておきたいことは、漁業について、このように極めて概括的な性格の文書である7カ年計画指令の中で、しかも急速な遠洋化をおし進めているこの時期において、内水面の漁業資源増加と養殖の振興にスペースを割いている点である。内水面への対策が、この時期においてどの程度の規模でとりくまれていたのかは必ずしも明確ではないが、この問題が後にみると、'70年代以降、国際的な漁業環境が厳しくなる中で特に強調されるようになる内水面資源の保全・拡大と養殖重視への準備段階であり、その伏線として重要な意味を含ませていたものと考えられる。

さて、1960年にはソ連の漁業は漁獲高にして約354万t、その77%強を公海域で漁獲するまでになっている。

この段階で1962年6月2日付のソ連邦共産党中央委員会とソ連邦閣僚会議の合同決定文書「漁獲と魚類製品の增加方策について」¹¹⁾は、過去10年間に漁獲高を3倍に伸ばした成果を評価しつつ「住民の魚類製品需要を満たすには程遠い状況」であると厳しい指摘を行なっている。

その理由の第1は、船団の利用がまずく、船舶の能力を十分に生かしていないこと、第2は漁獲物の仲積み、輸送が適切に行われていないこと、第3に修理体制の不備、第4は加工部門のたちおくれであろう。

これらの克服策として、漁労・仲積み・輸送船団の活動改善についての先進的経験の普及と並んで、航海実習を含む水産専門教育体制の充実が打出されている。漁労の面では、さらに無線通信システム・魚群探知機の普及・港湾の整備と遠洋船団への補給改善・航空機の活用等がとりあげられ、また漁獲物利用の改善と製品の水準向上、とくに容器の改良と新しい包装材料の開発等が提起されている。製品の中では冷凍フィーレー、公共食堂用の調理品の増加と燻製、かんづめ類の改善を強調している。また外洋資源の調査、および漁獲と加工のオートメーション化を含む技術開発を求めている。

これらの諸施策を総括し期待する成果に結びつけるものとして、労働者の意識向上をはかるための宣伝、啓蒙者の組織的な正しい配置を要求している。

この決定では以上のように、主として海面漁業での船団の活動改善と製品の質的向上に注意を注いでいるが、一方ボルガ河のチョウザメ資源をはじめとする内水面の資源増

殖と利用改善にも少なからぬスペースを割いている。

総じて1962年のこの決定は、従来の生産高追求のために物量（船舶と人員と資材）をつぎ込むという方式の反省に立って、質の向上と生産の効率化をめざす改革に向かって模索の産物であると考えられる。しかし、'60年代始めのこの時期には、まだ遠洋漁場の開発によって漁獲高を伸ばす条件が存在しており、限られた資源の高度利用という方向は中心テーマではなく、理念の段階にとどまっているようと思われる。

労働主体をめぐっては、1963年5月22日に「労働者の文化・生活条件改善ならびに生産改善のための個々の国民経済部門の企業のフォンドについての規則」¹²⁾が採択されている。その中で水産業については「製品原価（輸送・作業）引下げによる利潤と節約」のうちの30%を源泉とする企業フォンドが形成され、そのうち12%が「個人的な賞与、乗組員の文化、生活サービス面の改善、休息の家やサナトリウムのバスの入手、一時的な助成」などにふり当てられ、残り18%は「新しい技術に関わる方策の実施、施設の近代化、生産の拡大、住宅および文化、生活関連建設ならびに住宅フォンドの修理のために上部機関で控除する。」という形で、この面からの生産改善、質向上の条件整備を打出している。

3. 経済改革期の漁業政策

1960年代前半までのソ連経済は、戦後復興期以来の重工業優先政策と物量主体の経済建設をつづけ、これが一定の水準に達するのにともなって品質・効率の改善が提唱され、さらに労働者の生活等の面での不備、矛盾等も強く指摘され改革が提起されてくる。

漁業についても、すでに60年代に入ると様々な指摘がなされてきているが、商業・公共給食・食品工業をめぐる一連の改革の中で、それまでに断片的に示されてきたものが、1966年6月11日付のソ連邦共産党中央委員会とソ連邦閣僚会議の合同決定、すなわち「わが国漁業のいっそうの発展と水産製品の質と品目との改善に関わる方策について」¹³⁾において包括的な形で提起されるに至る。

これに先立つ1965年3月13日付のソ連邦閣僚会議の決定「わが国における商業と公共給食の改善について」¹⁴⁾は、工業が「購買者からあまり要求がないような、時代遅れの型やモデルの低品質の商品を、あい変わらず生産し、一方、商業組織はそれを受け入れている。」と厳しく批判し、商業組織の改善・商業サービスの「進歩的形態の広範な普及、

先駆的な活動経験の普及、専門企業組織の拡大、信用取引き、住民の注文による商品の配送」等を提起する。公共食堂関係では、一般的な改善の他に、「専門的なカフェ（喫茶）や軽食堂」の普及を、また住民の便宜に沿った営業時間の見直し、コルホーズ市場など生鮮品供給体制の充実、倉庫など保存、加工関連施策の改善を行うことを定め、漁業については、樽づめ塩蔵ニシンをはじめとする供給形態の検討を求めている。

これと同日付のソ連邦閣僚会議決定「大衆消費品の生産拡大と質の向上に対する軽工業および食品工業労働者の物的利害関心の向上について、および商品流通計画の達成と超過達成に対する商企業労働者の物的利害関心の向上について」¹⁵⁾は、「生産物販売計画の遂行と超過遂行に対してプレミアムを与える。」と共に「新型または改良型」考案と、生産についての労働者への褒賞を設けるなど、軽工業・食品工業におけるサービスと製品の質の向上をはかる方策を示す。品質については、さらに高品質のもののみを生産する高度の技能資格をもつ者について「マスター」の称号と30~10%の賃金割増しを与えることとしており、水産に関してはイクラと燻製の製造がその対象とされる。

さて、これら一連の文書を受けて出された1966年6月11日付の決定¹³⁾においては、まず「工業的漁業の確固とした物的・技術的基礎の創出、漁労船団の漁夫達の技術の向上」等々の結果、7カ年計画の目標が期限前に達成されたことを評価した上で、これらの成果が「とりわけ魚類製品の品目と質の面で住民の要求を満たしていない。」と述べる。具体的には「活魚・急速冷凍魚・フレー・燻製・干魚などは少しあく販売されず、消費地では魚の調理品・背肉製品・半加工品の生産増加は緩慢であり、冷凍の魚類製品は品目が限定されている。」としている。その要因として、内水面における資源利用の不十分さ、海洋漁業における船団と陸上施設（港湾、修理企業等）のつりあいの不十分さ、輸送船団との不均衡等に関連した船団利用度の低位、漁業専門家と技術者の不足、ならびに生活、住宅条件の不十分さから来る漁船乗組員の流動等があげられる。

この政府文書の中で特に注目されるのは、ソ連水産業の方向づけを「漁獲高の増大、食用魚類製品の品目拡大と品質向上をしつつ生産をふやす」こととした上で、そのための方策の第1に、池・湖水をはじめとする内水面利用の高度化をかけていることであるが、この点は内水面の利用方策に関連して後述することとする。

決定で示された方策の第2は、新しい漁場と漁獲対象の開発、漁法の改善であり、そのために上述のような欠陥を

除去することを提起すると共に、プラスチック容器等を活用した加工、包装の改善、生産過程の機械化と自動化、冷蔵庫の能力と収容力の拡大をはじめとする低温流通体系の整備、消費地に近接した加工企業立地の推進をはかることとしている。

商品流通には、別に一項目を設けて品目の改善、農村地域を含む流通の改善、冷蔵庫や活魚用の魚槽を含む店舗設備の充実等を行うことを定めている。

また、労働者等の思想教育と幹部登用の改善、優秀な漁業専門家および各分野の専門家の配置とならんで、生活・労働上の必要品の供給の改善・休暇・休息の保障、安全・衛生面の向上等により乗組員の流動を少なくすることをめざしている。

さて、これら海洋漁業振興を中心とする方策とならんで、内水面利用についてのこの文書は「国内に確固たる原料基盤をつくり出し、漁労と魚類製品生産の安定性に対する国際政治や経済のファクターの影響を除去する。」ものとして高い位置づけを与えていた。この時期は、従来に比べて増加率は低下したとはいえ、遠洋漁場開発を中心としてまだ比較的順調な発展がつづいている段階であるが¹⁶⁾、遠洋漁場開発にともなう他国との利害衝突などの障害にとどまらず、資源調査、漁労と輸送にかかる膨大な投資を計算するとき、より少ない固定資本で国内に新鮮な魚類を確保する手段として、内水面の活用が強く意識されることになったと考えられる。

しかしその一方で、内水面の活用は、この時期には工業化と都市の発展による水質汚染および農業用水の発達等によって少なからず脅かされており、これらへの対応と切りはなしした内水面漁業振興は考えられない段階にきている。

そこで決定¹³⁾は、内水面漁業対策の第1に、エネルギー・電化省、土地改良・水利省、漁業省、農業省の共同作業による「今後20カ年の漁業の利害を考慮した、水資源の総合的利用と保護の総合展望計画」を作成し、これを関係各省庁や各連邦構成共和国の検討に付するよう求めている。

決定はさらに、コイ・チョウザメ・草食魚等いくつかの重要な魚種について、風土馴化と放流の計画を立てること、養殖場の改良と増設、湖水・河川・貯水池での養魚とその生産量の向上、とくに工業中心地などの消費地向けの養魚施設の拡充・灌漑施設・各種工業企業用貯水池など他用途の水面の活用と、それら企業・施設の水利用との調整、水力発電所・ダムにおける魚道建設等、水利用施設における魚類保護の徹底を規定する。

ついで、水面の浄化と汚濁防止についての対策を関係省庁に義務づけている。「漁業用水面の汚濁防止に関する方策が所定の期限内に遂行されない場合は、浄化施設の建設と稼動に対して責任がある企業と建設組織、また労働者の生産上の成果に対する褒賞は実施しない」とし、さらに魚類保護機関には、これら企業と組織の責任を追及すべく訴訟を行う権限が与えられる。

以上みてきたとおり、1966年のこの決定¹³⁾は、遠洋漁業をめぐる環境が相対的に厳しくなる（より遠い海域での操業と新たな対象魚種の利用等、こうした問題の検討を余儀なくさせられる）のに対応した体制の検討と、最終成果とも言うべき製品の食料品としての価値の向上に注意を向けたものとして、また、このような多大な固定資本投下を要する遠洋漁業と対照的に、より身近で安定的な資源としての内水面の資源に目を向けた包括的な文書として重要な位置を占めるものである。

さて、以下で検討する一連の文書は、漁業をめぐる、またこれに関連する問題点をそれぞれの時点で取り上げるものとして意味をもつものとなるが、それらはいずれも1960年のこの文書を基礎として、その延長上においてこれを補完するものと見ることができるであろう。

1967年3月7日付のソ連邦共産党中央委員会とソ連邦閣僚会議の共同決定「公共給食の一層の発展と改善に関する方策について」¹⁷⁾は、「労働者が自らの休息、学習をより良く行い、子供達の養育により多くの注意を払うことができる。」ようにすると共に、婦人を家事から解放して、社会生活での役割を高める上での公共給食（カフェ・レストラン・食堂）の役割を強調し、その発展方策を提起する。その上で、内水面漁獲物の公共給食企業への直接販売を国家調達と同じ扱いとする形で流通の簡素化・合理化をはかるなどを規定している。

同じく流通と消費に関して、1969年にはソ連邦閣僚会議の決定「家庭用冷蔵庫の生産の一層の発展と技術水準の向上に関する方策について」¹⁸⁾が、冷蔵庫生産台数の増加と関係諸部門との連絡、調整の緊密化を要求している。

また、1968年12月には'66年の決定を補足する形で、ソ連邦閣僚会議の決定「漁労船団の利用効率の向上、魚類製品の品質改善と品目拡大に関する追加的方策について」¹⁹⁾が出され、「食用魚類製品の出荷が、漁獲量の増加に対して著しく立ちおくれている。」として船舶の活用・修理・加工・包装・出荷の改善を中心とする対策を示している。

先に1960年の決定文書¹³⁾の中で、内水面漁業振興に関連した水域の汚濁防止と浄化の問題を見たが、この時期に

は、いくつかの主要な水面の汚濁防止の問題が相次いで提起されている。

1968年9月23日付のソ連邦閣僚会議決定「カスピ海の汚濁予防に関する方策について」²⁰⁾は「各省府・工業・公共・生活関連の企業と組織の多くの指導者達は、住民に高品質の魚類をもたらしてきた我が国最大の内水面としてのカスピ海の大きな国家的意義を十分評価せず、この水域の汚濁を予防するのに必要な方策」をとらなかつたために「ユニークな漁業水域であるカスピ海」が、石油と石油関係産業の船舶のバラスト水などによって汚濁され「魚類とその他の水中生物の棲息環境を悪化させ、漁業上に重大な損失をもたらした。」。そして、石油採掘工業省を始めとする関係省府、およびこの水域に関係する共和国閣僚会議に対して「汚濁の防止に関して必要な方策をとること」、そのためには必要な投資等を計画にくみ込むことを義務づけると共に、これに反する企業や事業所の操業禁止を定めた。決定はこの他に、この地域で採取された石油のタンカー輸送からパイプライン輸送へのきり替え、カスピ海における船舶運行計画の見直し、沿岸地域での排水浄化施設の整備と港湾における石油生成物回収事業の実施、チョウザメをはじめとする魚類資源の保護・増殖策を定めている。

ソ連を代表するもう一つの内水面であるバイカル湖の環境保全をとりあつかったのが、1969年1月のソ連邦閣僚会議決定「バイカル湖水域の自然条件の保全と合理的利用に関する方策について」²¹⁾である。先にみたカスピ海が塩水湖であるのに対してバイカル湖は世界一の透明度を誇る淡水湖であり、一方は石油産業、こちらは木材・パルプ産業が主体である等の違いはあるが、人間の経済活動に伴う自然の生態系と環境の搅乱、破壊をくい止め、資源の合理的利用をはかる、という点では一貫したものといえよう。

決定²¹⁾は「バイカル湖水域の自然の総合体（コムプレクス）の保全と合理的利用」をはかるべく「バイカル湖の集水域に……天然資源の利用の特別の規定を伴うバイカル湖水源保護区を設ける」こと、この区域における経済活動システムの改善を行うため、治水・水利・農業・林業・漁業・パルプ・製紙等関連省府の協力の下に調査研究を行い、資源保護・砂防林の造成、域内斜面における家畜の放牧規制等を含む対策をとることとしている。

とくにパルプ工場をはじめ、湖岸の企業や諸施設に対して廃水浄化を義務づけ、それを守らないものについては操業禁止と所管省庁指導者の責任を追及すると警告している。また、漁業省には、バイカル湖とこれに流入する河川の魚類資源増加方策をとることを求めている。

この文書は、先のカスピ海についての文書に比べて環境保全・利用規制に、より強く傾斜しているようであるが、これは世界一の透明度と深さを誇るバイカル湖という象徴的な湖水の環境保全問題をとりあつかっている点と、寒帯地方の極めて傷つき易いデリケートな自然条件を対象にしているという事情に規定されたものであろうが、環境保全をぬきにした産業活動は成立しえないという精神は一貫したものであると言えよう。

これまでの個々の水面の保護規定を受けて、これを一般化したのが1969年12月の政府決定「ソ連邦の水域における魚類資源保護の強化に関する方策について」²²⁾である。

決定は漁業省に対して「魚類保護機関を強化し……密漁との闘い、および漁業法規違反防止」にあたることを求め、また各連邦構成共和国は、これに援助を与えねばならないこととした。さらに、漁業規則と魚類資源保護規定に違反するものには、国営企業を含めて罰金が課せられ、これを拒む場合は魚類保護機関が訴訟を以て対抗すること、罰金の中から30%は魚類保護機関の漁業監督官へのプレミアムにあてられることとしている。

この段階では、保護規則の一般化と取り締まり方策の徹底がはかられているが、強制権限については必ずしも明確ではない。

これらの保護および利用規制の対象規定を水に関してより明確にするのが1970年12月の法律「ソ連邦および連邦構成共和国の水法の原則」²³⁾である。

この法律は、①河川・湖水・貯水池・その他の地表水および水源、運河・池水、②地下水と氷河、③内海とソ連邦に属する内海水、④ソ連邦の領海水のすべての水フォンドを対象として「住民と国民経済の必要のための水の合理的な利用を保障し、水を汚濁・枯渇から守り、水の有害な影響を予防し除去」すべく、諸関係の調整をはかることを課題としている。

このような水の利用に関して、漁業は「重要な魚種とその他の水産物の保護と再生産にとくに重要な意義を有する漁業水域およびその個々の部分において、水利用者の権利は漁業の利害によって制約され得る」と、かなり優先的な位置を与えられることになった。

1970年代の経済発展方向を示す第24回ソ連邦共産党大会の決定による5ヵ年計画の指令を受けて、1971年10月にソ連邦閣僚会議は「わが国の内水域における養魚および工業的漁労の一層の発展方策について」²⁴⁾を決定した。

この決定は、水面利用にかかわるあらゆる企業に養魚を行わせるのでなく、ソフホーズ・コルホーズなどの農企業

に絞って養魚をすすめ、養魚センターによる稚魚供給、技術指導、養魚池増設と湖水利用、およびそれにかかる建設と投資、活魚の輸送と買付等々関連施策を体系的に示している点に特色がある。本来の漁業企業と農企業を主体とした養魚水準の向上と輸送、販売体制整備に的を絞ることで効率を高め、養魚の課題を達成しようとするものである。技術面では《養魚マスター》、《養魚家》の称号を設け、各々30～10%の割増賃金を定めて技術向上と普及をはかるとしている。

このような内水面養殖の振興と先にみた環境保全とを積極的に関連づける形で提起しているのが、1972年12月のソ連邦共産党中央委員会とソ連邦閣僚会議の共同決定「自然保護の強化と天然資源利用の改善について」²⁵⁾である。

決定は、水面を含む「自然の保護と天然資源の合理的利用」をはかる立場で、広範にわたる方策を定めているが、その中で「水資源に有害な影響を与えていたる水棲生物やその他の植物類の害から水域を生物的に浄化」し、「貯水池に蓄積された大量の生物起源の物質の利用」をするため、草食魚類の養殖を発電ダムやその他の貯水池・灌漑施設などにおいて行うこと、およびそのための種苗確保の方策等を定めている。

なお、こうした一連の動きを含めて、変化してきた活動条件に対応すべく、1972年5月4日、漁業コルホーズ（アルテリ）の新しい模範定款が採択された。^{26) 27)}

以上、1960年代後半から70年代前半にかけての約10年間の漁業政策においては、それまでの主として漁獲高を追求してきた行き方に対して、遠洋漁業の分野では、投入される労働力・船舶やその他の資材をいかに効率的に運用するか、また漁獲物を最終消費とどう結びつけるか、という点に关心が向けられるようになり、一方、国内ないし沿岸の資源により多くの关心が向けられ、その資源の保護と増殖がより積極的に試みられるようになった。これはまた、環境保全という、やや異なった角度からの問題提起とも強く結びついて、次の段階へ向かって展開してゆくが、この段階では資源保護についても、その利用についても、かなり一般的な規定づけという範囲に留まっているようである。

4. 200海里体制の下で

各国が自国沿岸資源に対する排他的利用権の主張を強める中で、公海上での操業能力と能率の向上（漁船団の効率化、強化）および近海・沿岸漁業とその資源の確保・再生産、また内水面漁業の振興に力を入れてきたソ連漁業は、

いわばその帰結として、自ら200海里宣言を行うことになる。これは前章で検討した一連の動きの延長上に位置づけられるものであるとはいえる、やはりこのことは、これ以降のソ連の漁業政策にとって大きな転換の契機をなす事件であるので、この点を中心にやや詳細にみておこう。

領海をこえたソ連沿岸の資源に対する主張は、まず大陸棚に対する主権を宣言した「ソ連邦の大陸棚保全についての規則」²⁸⁾（1974年1月11日、ソ連邦閣僚会議において採択）の形で示される。この規則は「ソ連邦の国家的所有物たる天然資源の探索、採取を行うための、ソ連邦の大陸棚に対する主権を守る」ことを目的としたもので、生物資源・非生物資源の区分に従って各々、関係省庁の協力を得て、魚類保護機関がその任に当たる。大陸棚天然資源の保護に当たる魚類保護機関の権限は、大陸棚上での活動許可証明書類の点検、活動の改善、および活動中止命令、違反者の拘束、不法漁獲物の差押え等となっており「魚類保護機関職員の指示は、ソ連邦のすべての組織と市民」および「ソ連邦の大陸棚上で活動を行う外国の自然人と法人」に対して「義務的なもの」とされる。ここで注意したいことは、これまでの規定が、権限とそれへの服従についての規定に留まっていたのに対して、この規則では「国境守備軍は必要な場合は、魚類保護機関に対して……その活動に対する援助を行なう」（第3条）として、その強制力の裏付けを明確にしている点である。魚類保護機関に対する国境守備軍の協力・援助は、監視と通報、必要に応じて魚類保護機関職員を艦船に乗船させて、違反者拘束の援助を行うこと等であり、これによって天然資源保護に関わる規制の体制が確立したものと考えることができる。

なお、「不法に漁獲された《定住種》の生物やそれらの加工品で、腐敗し易いものは魚類保護機関の手で、ソビエト企業、または商業組織に所定の価格で引き渡される。……引き渡された品物に対する受領証は、違反についての資料に添付される。」と、きわめて現実的な取り扱いを規定している。

このような手続きと体制の整備を経て、約3年後の1976年12月10日、ソ連邦最高会議幹部会布告「ソ連邦の沿岸に接する海域における生物資源の保護ならびに漁業の規制に関する一時の方策について」²⁹⁾が発せられる。

布告は「ソ連邦に隣接する国々を含む大多数の国々が、近年、国連の海洋法に関する第3回会議で作成」した「世界の海洋の法的体制」即ち、沿岸海域の生物資源利用の問題に関しては、すべての国家の法的利害関係を考慮に入れ総合的決定をし、諸問題の調整、そして条約締結に到ると

いう、いわゆる一連の法的作業をすることをしないで、「200海里以内の経済的水域、または漁業水域を自国の沿岸に設定しつつある」ことをも検討課題とし、「そのような条約の締結までの間、ソ連邦の沿岸に接する海域の生物資源の保護・再生産ならびに最適の利用に関して、ソビエト国家の利益を守る。」としている。そのため、「ソ連邦の領海の基線から計算して200海里までの広さの海域」において、「魚類とその他の生物資源の探索・開発および保持を行う目的で、それらに対して主権的権利を行使する。」と宣言している。

全文8条にわたる布告は、このあと外国人による漁獲が認められる条件等を規定しているが、それによれば、相応の科学的データにもとづいて、①年々の総漁獲許容量の決定、②外国漁船への配分、③漁労の適正な実施の確保と生物資源の保持、再生産方策を定めること、そして、単に主権を主張するに留まらず、その資源の再生産を確保することが資源利用の前提であることを明示している。

なお、この布告の適用範囲については、翌1977年2月24日付のソ連邦閣僚会議決定³⁰⁾によって、「ソ連邦に属する島しょの周辺水域を含む、ソ連邦の領海と同一の基線から算定して200海里以内の範囲のベーリング海・オホーツク海・日本海・チュコト海・太平洋、および北冰洋のソ連邦沿岸に接する海域」と規定すると共に、同年2月25日付のソ連邦閣僚会議決定によって「ソ連邦の沿岸に接する海域における魚類および生物資源の保護についての規則」³¹⁾を確認しているが、その内容は、先にみた1974年1月の「ソ連邦の大陸棚の保全についての規則」に沿って従来の方向を引き継いだものとなっている。

さて、1970年代の半ば以降、外に向かってこのように厳しい資源利用規則の方針を打ち出す一方で、対内的な特に環境保全や資源再生産の在り方については、どのような対応を示しているのか、を次にみておこう。

まず、「ソ連邦の大陸棚保全についての規則」が定められた翌年、1974年2月14日に出されたソ連邦閣僚会議の決定「人間の健康または海の生物資源にとって有害な物質による海洋の汚染との戦いの強化について」³²⁾は、「各省府は、石油・石油生成物、その他人間の健康もしくは海の生物資源にとって有害な物質およびそれを含む混合物の船舶等による投棄、またはその破損によるソ連邦の内海と領海、および外海の汚染を防止するための方策をとらねばならない」と規定し、このような汚染の防止を、海面の利用に直接、間接に関わりをもつ全ての機関に義務づける。

さらに、船舶等が排出したこれらの有害物質については、

その取り扱いを「船舶資料に記録すること」とし、船長等の責任者はそれらを「やむを得ず投棄し、または防止し難い損害による事情について、最も近いソビエトの港湾当局に報告」しなければならないとし、違反があった場合は、すべて主管のソビエト当局に報告し、それについて説明するべき証拠を確保せねばならないこととされている。このような規制には、治水・水利所管の機関職員が当たるが、彼らには、これら有害物質が「排出され、または流出した原因、および状況を明らかにするために船舶等を停止させ乗船し、視察すること」、また、その記録書類の点検を行ない、違反の克服（改善措置）について「義務的な指示」を与えること、さらに、これに反したものについては拘束し、刑事責任の追及を行なうことができるものとする。そして、これらの業務・規制を裏づけるものとして、資源保護の場合と同様に「国境守備軍」の援助、協力を求める形をとっている。

この決定の2日後に発せられたソ連邦最高会議幹部会の布告「人間の健康、または海の生物資源にとって有害な物質による海の汚染に対する責任の強化について」³³⁾において、このような規則違反の場合の罰則が定められている。即ち、これらの有害物質を船舶等から「投棄し、または流出を防止すべき必要な手段をとらなかったため、公海の水面を汚染したものは2年以内の自由はく奪、または1年以内の強制労働、もしくは1万ルーブリ以下の罰金」を課する等である。

1976年1月16日付のソ連邦共産党中央委員会とソ連邦閣僚会議との共同決定「黒海とアゾフ海の汚染防止にかかる方策について」³⁴⁾は、近年この海域一帯の都市と保養地の一連の企業において効率的な浄化施設と水源保護施設が建設され、また、排水等の浄化措置が施された結果、状況は一定の改善をみているが、一方排水浄化施設建設の進度の遅れ等の理由から「業務、生活排水は然るべく浄化されることなく、河川やその他の水域に排出されている。」と指摘した上で、「ソ連邦の各省府および都市と、その他の集落の運河網に排水を流している企業と組織の資金を、それぞれの割合で参加させる形で、黒海とアゾフ海一帯への未浄化の業務、生活排水と工業用水の排出を1985年までに完全になくするような方策を実施することを定め、さらに、この地域一帯に立地する海洋船舶省・漁業省とその他の省庁のすべての船舶と水上施設に「石油含有物とその他の汚濁水、ごみの浄化、または回収のための、またそれらを洋上もしくは陸上の回収施設へ引き渡すための必要な設備を備える」とこととした。

同年7月16日付のソ連邦閣僚会議決定「バルト海域の汚濁防止の強化に関する方策について」³⁵⁾は、同様に、この海域沿岸の「都市と集落の水路網に排水を流しているソ連邦の各省庁・企業、および組織の資金を一定の割合で参加させる方法」で、未浄化排水の排出をなくする総合的方策を1985年までにとるよう求めている。

ヨーロッパ・ロシアの南と北を代表する黒海・アゾフ海とバルト海という二つの海域の汚濁防止策の提示は、原因者負担による原因物質の回収と、その陸上での処理を確実に行うこと、ならびに、その措置を大規模な企業においてより速やかに行わせるという形で、円滑に実施しようとするとるものである。また決定は、環境保全のために大気中に有害物質を含む排気を放出することを抑え、農薬や化学肥料の散布についても慎重にとりあつかうよう求めている点に特徴がある。

1977年7月21日付のソ連邦共産党中央委員会とソ連邦閣僚会議の共同決定「バイカル湖水域天然資源の保護と合理的利用を更に確保するための方策について」³⁶⁾では同様に、「未浄化の排水を河川や湖水付近の水面に排出することを完全になくする。」という観点から、この水域に立地する企業や組織に「循環的水供給システムを開発、適用する」よう求めている。また、周辺地域の農地からの農薬や肥料の流入防止策をとるよう求めている。

さらに、1977年11月16日付のソ連邦閣僚会議決定「カスピ海の汚濁防止に関する追加的方策について」³⁷⁾は、この地域においても原因者負担による排水処理の総合的方策を行うこと、工業廃棄物を資源として活用することによる有害物質の各企業での完全回収、とくに油田における汚濁防止措置の徹底と油田の廃用施設の撤去、タンカー事故対策の確立等、工礦業関連の汚染防止を徹底すると共に、河川や灌漑水路を通じての農薬や肥料の流入を防止するため、それらの使用基準の設定とその厳守を求めている。

1978年9月28日付のソ連邦共産党中央委員会とソ連邦閣僚会議の共同決定「セヴァン湖の天然資源の保護と合理的利用に関する諸方策について」³⁸⁾は、コーカサス地方のアルメニア共和国にあるセヴァン湖の「天然資源の保護と合理的利用」のため、水位の復元、浄化、産卵河川からの取水の中止、農薬の流入防止等の方策とともに、ここでも原因者負担による河川改修等の総合的環境対策をとるよう求めている。

以上のような個別の水面に対する一連の措置をうけて、1978年12月1日に出されたソ連邦共産党中央委員会とソ連邦閣僚会議の共同決定「自然保護の強化と天然資源の利用

の改善に関する追加的方策について」³⁹⁾は、「工業・運輸・農業の急速な発展と、いっそう大量の天然資源の利用開始がなされる条件の下で、自然の保護と天然資源の合理的利用は、ソビエト国家の最も重要な経済的および社会的課題の一つとなっている。」との認識の上に立って、「ソ連邦の各省庁・連邦構成共和国の閣僚会議・統合、企業・機関と組織は、自然の保護、天然資源の合理的利用と再生産、しかるべき自然保護対策の適時実施について全面的な責任を課せられる。」と定めている。

ここであらためて注意しておきたいことは、当初、カスピ海・バイカル湖等のごく限られた水面について、やや控え目な環境保全の規定、排水浄化努力等の規定が行われてきたものが、次第にその対象を拡大し、また実施すべき方策も厳しくなってきており、この段階では、ほぼ、すべての水面とその他の自然環境を対象にした全面的な環境保全対策にまで展開するに至ったということである。それを条件づけたものは、もちろん世界的な環境認識の深まりもあるが、やはり漁業をめぐる国際環境の変化に伴って、内水面と沿岸・近海における水産資源の保全と増殖を行なうための前提としての環境の保護、浄化、という角度からの環境見直しが与て力があったと考えられる。

1979年6月22日にソ連邦閣僚会議が決定した「水の利用と保全に対する国家管理についての規則」⁴⁰⁾は、「所定の水利用秩序をすべての省・官庁・企業・公共機関・組織および市民が遵守すること、水を汚濁、汚損、涸渇から守り、その有害な影響を防ぎ、除去することに關わる義務を遂行」すべく、人民代表ソビエト・その執行機関と管理機関および各国家機関がこれに當ることとし、これら水利用の調整、保護を行う機関に対して「国境守備軍」等が必要に応じて援助、協力をとるという形でその体制の完結をみるに至っている。

なお、こうした一連の政策を受けて1980年6月25日には、法律「動物界の保護および利用について」⁴¹⁾が制定された。

この法律は、無脊椎動物等を含む「野生動物の自然状態の中での存在条件を保障し、自然の共同体の統一性を守り、また合理的に利用することを目的として、野生動物の保護と利用の分野における社会的諸関係を調整する」ことを課題としており、①自然の（または「自由な」）状態の下で、動物の種的多様性が保たれること、②動物の生存環境、繁殖条件および移動の経路が保護されていること、③動物の自然的な群棲の安全性が守られること、④科学的に基礎づけられた合理的な動物界利用および再生産が行われること等をその保護と利用に關わる基本的条件とする。

漁業もまた、この動物界利用の一般原則の中に位置づけられており、一定の手続きの下に「国営・協同組合営、およびその他の公共的企業・公共機関と組織に対して、漁業区において魚類を営業的に獲り、また水棲無脊椎動物を採取する権利が認められる。」が、その場合、これらの利用者は「これらの水面において、魚類・水棲無脊椎動物および海獣の保護と再生産に関わる方策を実施しなければならない。」と明示し、利用者がその資源の再生産に努力する義務があることを明確にしている。

1981年10月2日付のソ連邦閣僚会議決定「魚類資源保護の強化、および趣味とスポーツ的漁労の組織の改善に関わる追加的方策について」⁴²⁾は、漁業についてのこの考え方をもう一歩おしすすめて、「漁業における漁労とその他水棲動植物の採取を行う権利を許された企業、および組織（愛好者の団体を含む）は魚類保護機関との合意に沿って、自らの労働と自らの資金によって投網漁場・浮橋およびその他の漁場の清掃を行うこと、魚類資源の保護と再生産に関わる方策を実施すること、あるいは、また、揚網地点における陸上の衛生状態を良好に保つ義務を負う」と規定して、利用者の責任による環境保全と資源の保護、再生産という考え方を一般化している。

200海里体制への移行の下でのこうした一連の動きの中で、食料品工業としての漁業部門についてはどのような政策が提示されているのか、本項の最後にこの点を検討しておこう。

まず1976年5月30日付のソ連邦共産党中央委員会決定「州の水域における漁業資源の増大とその良好な利用のための生産集団、研究者、漁業専門家の動員に関する党のチュメニ州委員会の組織的活動について」⁴³⁾は、第9次5ヵ年計画の期間中にこの州の湖水養魚にかかる漁獲高が、1.7倍に増加した、という成果にもとづいて、「内水面、とくに広大なわが国の湖水群の漁業および養魚利用を、より集約化することが魚類生産を拡大し、魚類と魚類製品に対する住民の要求をより完全に充足する鍵である。」と、あらためて内水面漁業に対する大きな期待を表明し、「チュメニ州の漁業企業の活動経験を研究するため、わが国の漁業地域の党とソビエトの活動家、水産関係の指導者、科学者および専門家を集めた全ソ・ゼミナール」を行って、この経験の普及に力を入れる。

1976年10月26日には、ソ連邦共産党中央委員会とソ連邦閣僚会議の共同決定「魚類製品の生産のいっそうの発展、品目の拡大、その質の向上に関する、またその流通の改善に関する諸方策について」⁴⁴⁾が出される。

これは、1966年の決定以来ちょうど10年ぶりに出されたこの分野での包括的な文書であり、これ以降はこの文書に代わるべきはだされていないので、現在もこの考え方が踏襲されていると考えることができよう。

決定はまず「1971～1975年には、漁獲高と魚類製品の生産および需要の著しい増加が保障された。」と、満足を表明したあと、「魚類製品の生産の一層の発展と品質の拡大、質の向上ならびに魚類製品の流通の改善」を目的として、1976～1980年に現存の漁労船団の利用効率向上等によって「世界の海洋の公海部分とソ連邦の沿岸海域での漁労のいっそうの発展」をはかること、「内水面が活魚と冷蔵魚を住民に供給するための永久的かつしっかりとした源泉となる」よう、資源の増殖と生産性向上をはかること、さらに「1980年には食用に向けられる魚類原料の割合を、総漁獲量の76～80%に高めること」等をかけている。

決定は、このあとのスペースを製品品目の改善、包装と流通形態の改善等にさいており、加工・流通等の商品化と消費の面の改善に力点がおかれていることが容易に理解される。その主なものを列挙してみると、ファースト・フード化、小売・共同食堂向け製品の確保、販売単位の小口化、味の面の改善、加工企業の大都市・工業中心地への建設、養殖魚種の選抜、粒状化配合飼料の確保、灌漑施設等の養魚利用、他の省庁が保有する冷蔵庫の活用と輸送の改善、漁業省直営の魚類専門商店の開設と食料品店の魚類売場の拡充、専門店の魚槽の設置、商品広告の改善等々である。

さらに、魚類の流通機構が手直しされ「魚類、その製品および海産物の卸売商業企業と組織」を漁業省の管轄下に引き渡し、商業省がこれをコントロールする、という体制に移行することになった。

1978年8月17日付、ソ連邦共産党中央委員会とソ連邦閣僚会議の共同決定「わが国の淡水面に於ける養魚の一層の発展ならびに漁獲高増大にかかる諸方策について」⁴⁵⁾は、「近年、湖水・河川および貯水池における漁獲は若干増加している。」が、しかし「地方の水面での漁獲量は、まだ住民の必要を満たしていない。」として、内水面の利用がまだ不十分なこと、養魚にかかる労働と施設の質が低位であること、労働の機械化が進んでいないこと、良質な稚魚の供給が十分でないこと、配合飼料の不足等の理由をあげている。また、各種の内水面養殖振興方策の中で、とくに要員の養成と教育（沿岸漁業高等学校）および《共和国功勞養魚家》という名誉称号を設けること等、労働力面の対策に力が入れられている。全体としてこの決定は、1985年の淡水面漁獲量の目標を924千t（1977年の2倍）

としている。

このように、200海里体制の下でのソ連漁業は、その生産面では内水面漁業、とくに養魚のレベル・アップと加工・流通体制の改善による近海・内水面資源の利用度の向上に重点を置いて、今日に至っていると考えることができる。

5. むすび—最近の動きにふれて—

以上で、第二次大戦後の約40年間におけるソ連の漁業政策を概観してきたが、ここで、それぞれの時期についての特徴的と思われる点について振り返っておこう。それは現在および将来の動きについて考える手掛かりとなるはずである。

第1は、終戦から1965年の経済改革までの時期である。この時期を特徴づけるものは、極東漁業の発展と全般的な沖合化・遠洋漁場への進出である。沖合化・遠洋漁場進出とともに、資本設備の充実とくに船団の増強と関連部門（船舶の修理・港湾・漁具・容器：補助材料の生産等）の建設もすすめられることになるが、この時期の極東漁場への進出の強化はそれ自体が遠洋漁業の一環という性格をもっていたと考えることができる。やや比喩的な表現をすれば、数千キロに及ぶシベリアという名の「海」を隔てた極東遠洋漁場の進出が行われたわけである。極東の有利性は、漁場そのものの豊かさにとどまらない。その漁場に近接して、恒久的な補給、加工基地を建設することができるという可能性への期待と、そして、その実現への諸施策の実施ならびに諸条件の充足は、海岸線の大部分を北極圏内に封じ込められているソ連においては特に重要なものである。無論この性格づけは、極東地区がソ連にとって辺境地にとどまっている限りでのものであり、今日すでに「ソ連の極東地方」としてこの地域が独自の経済発展を遂げつつある下では、極東地区そのものに消費地域としての役割もある程度そなわってきているであろうが、極東漁場のソ連全体にとっての供給地域としての意義は、決して小さくなつてはいないであろう。

さらに、この時期の政策として注目すべきは、極東地域の試験・研究体制の大幅な充実強化が、すでに1948年の段階で打ち出されていることであり、極東近海の資源に対するソ連の期待の大きさ、根深さをうかがわせるものといえよう。

いまひとつは、1959年にすでに内水面漁業と養殖を重視するという立場が示されていることである。内水面漁業は

伝統的な漁業として重視されてきたという歴史的背景があるとはいえ、大型船団の導入により急速な遠洋化をおしそすめていたこの時期に、なおこれに対し少なからず配慮が行われた、という事実に注目しておきたいのである。

第2の時期は、1965年の経済改革から世界の沿岸国が200海里体制に移行する1975年までの約10年間である。この時期には、ひきつづく遠洋漁業強化の下で、近海と内水面を重視した政策が徐々に浸透してゆく。

一方、内水面や沿岸水域の汚濁防止は、この時期に世界的にも深刻化した環境問題とも呼応し、次第に強く意識されるようになってきた。水面を中心とする環境保全の課題は、生物資源の正常な再生産の確保という点で漁業政策と密接不可分の関係をもち、乱獲防止、資源保護および人工増殖等とむすびついて、とくに近海・内水面漁業振興政策の基盤をなすことになる。

遠洋漁場においては、操業環境が次第に厳しくなるにともなって、能率確保の見地から投資のあり方の検討の一環として、効率的な船団運営、関連施設との連携の検討、要員の訓練と確保などが重視され、さらに加工については、食料品としての加工の質的改善と並んで、飼料としての加工の改善も強調されている。

第3の時期は、いうまでもなく200海里体制への移行と、これに伴う政策体系の確立である。1970年代前半までの一連の公的文書の中でその方向が固まってきた近海・内水面を中心とする環境保全、資源の保護・再生産確保の方策は、この時期に国境守備軍を中心とする強制力、および拘留を含む強力な規制の裏付けを与えられて、一つの完結した形をとっている。^{註)}内水面漁業については、一般的な重視にとどまらず「国際関係等に左右されない安定的漁業の基盤」として、漁業振興の基本方向の中に位置づけられることになる。こうした一連の政策を受けて、漁獲物利用については効率と利用水準向上を重視した流通・加工・販売の改善に注意が集中されている。

註) 従来、国際諸条約一国際公法一においては、領海、あるいは海洋に関して一般的な強制的規制措置を描っているが、経済政策として内外を問うことなく一般原則の形で確認されたことに注目したい。

以上のように、内外の環境、諸要因の変化の中で発展、展開してきたソ連の漁業政策は、今日、基本的な食料品生産部門の一端をになう部門として、①遠洋漁業の効率的な運営と②安定的な基盤としての近海・内水面資源の再生産確保、有効利用という基本路線に沿って進みつつあると考えることができる。1982年5月24日のソ連邦共産党中央委

員会総会で採択された「1990年までの時期におけるソ連邦の食料プログラム」においても、ほぼこのような方向が確認されている。

1986年からの第12次5ヵ年計画において、どのような方向が示されるかについては、今のところこれを明らかにする資料が発表されていないが、第11次5ヵ年計画の最終段階の動きについては漁獲高、加工部門ともに比較的順調に推移していることが伝えられている。⁴⁷⁾その中にあって特に指摘されているのは、生産物の質の向上をはかるための関連部門との連携の強化、および労働組織と基幹的要員の教育である。これらを通じて、よりよい品目、よりよい製品の出荷を増加させ、その質を向上させることが事態を左右する、と言われている。⁴⁸⁾

品目については、冷凍、あるいはかんづめといった従来からの特定のものに限らず、幅広い品目で、その質の向上を課題としているのが今日の特徴と考えることができるが、このことはまた、活魚からねり製品まで、魚食が幅広くソ連国民の中に根付きつつあることの反映とみられる。したがって、1985年現在の魚類の食用仕向け割合が76.8%という目標も必ずしも過大なものとは言えない。^{3) 47)}

このように考察をすすめて來ると、日ソ漁業の利害調整、とくに交渉等にあたっても、漁業国＝日本の前に立ち塞がってこれを妨げる肉食国＝ソ連という既成観念をとり払い、共に極東の水産資源の有効利用を図る立場での真剣な検討が前提とされるべきであろう。そのためには、現在をふまえ今後のソ連漁業政策とその漁業の実態についての、より立ち入った実証的研究が必要となろう。これについては他日を期したい。

文 献

- 1) 今西一・飯田富士雄：ソ連の漁業開発の歴史と現状、水産大学校研究報告、31-3, 90~93 (1983).
- 2) 食糧・20. 朝日新聞、8 (1982, 11.14朝刊).
- 3) 原剛：ソ連のサカナ革命—追われる水産日本、216~223 (1979).
- 4) レオニード・シンカリョフ：第二シベリア鉄道、298~311 (1985).
- 5) Михайлов С.В. : Экономика рыбной промышленности СССР, 41~42(1962).
- 6) Войтовский Г.К. : География морских путей и промышленного рыболовства, 107~108, (1984).
- 7) Постановление Совета Министров СССР : О развитии рыбной промышленности Дальнего Востока(Извлечение), Решения партии и правительства по хозяйственным вопросам, 3, 519~530(1968).
- 8) ЦСУ СССР : Народное хозяйство СССР в 1979г, Статистический ежегодник, 394,(1980).
- 9) XIX съезд КПСС : Директивы по Пятому Пятилетнему Плану развития СССР на 1951-1955, Указ, 3, 722723(1968).
- 10) XXI съезд КПСС : Контрольные Цифры Развития Народного хозяйства СССР на 1959-1965 года,(Извлечение), Указ, 4, 507~508(1968).
- 11) Постановление ЦК КПСС и Совета Министров СССР : О мерах по увеличению добычи и производства рыбной продукции,(Извлечение)Указ, 5, 96~106(1968).
- 12) Постановление Совета Министров СССР : О фондах предприятий организаций отдельных отраслей народного хозяйства для улучшения культурно-бытовых условий работников и совершенствования производства. Указ, 5, 334~364(1968).
- 13) Постановление ЦК КПСС и Совета Министров СССР : О мерах по дальнейшему развитию рыбного хозяйства в стране, улучшению качества и ассортимента рыбной продукции, (Извлечение), Указ, 6, 119~135(1968).
- 14) Постановление Совета Министров СССР : Об улучшении торговли и общественного питания в стране, Указ, 5, 588~592(1968).
- 15) Постановление Совета Министров СССР : О повышении материальной заинтересованности работников предприятий легкой пищевой промышленности в увеличении производства и улучшении качества товаров народного потребления, а также материальной заинтересованности работников предприятий торговли в выполнении и перевыполнении плана товарооборота, Указ, 5, 599~605(1968).
- 16) 今西一・飯田富士雄：ソ連漁業の統計的考察——生産と消費の動向を中心として——. 水産大学校研究報告, 35-1, 48~50 (1986).
- 17) Постановление ЦК КПСС и Совета Министров СССР : О мерах по дальнейшему развитию и улуч-

- шению общественного питания, Указ, 6, 338 ~ 343(1968).
- 18) Постановление Совета Министров СССР : О мерах по дальнейшему развитию производства и повышению технического уровня домашних холодильников(Извлечение), Указ, 7., 410~411(1970).
 - 19) Постановление Совета Министров СССР : О дополнительных мероприятиях по повышению эффективности использования рыбопромыслового флота, улучшению качества и расширению ассортимента рыбной продукции(Извлечение), Указ, 7, 244~250(1970).
 - 20) Постановление Совета Министров СССР : О мерах по предотвращению загрязнения Каспийского моря, Указ, 7, 105~111 (1970).
 - 21) Постановление Совета Министров СССР : О мерах по сохранению и рациональному использованию природных комплексов бассейна озера Байкал, Указ, 7, 255~258 (1970)
 - 22) Постановление Совета Министров СССР : О мерах по усилению охраны рыбных запасов в водоемах СССР. Указ, 7, 576~578 (1970).
 - 23) Закон Союза Советских Социалистических Республик : Об утверждении Основ водного законодательства Союза ССР и союзных республик, Указ, 8, 258~275 (1972).
 - 24) Постановление Совета Министров СССР : О мерах по дальнейшему развитию рыбоводства и промышленного рыболовства во внутренних водоемах страны, Указ, 8, 588~595 (1972).
 - 25) Постановление ЦК КПСС и Совета Министров СССР : Об усилении охраны природы и улучшении использования природных ресурсов, Указ, 9, 347~364 (1974).
 - 26) Постановление Совета Министров СССР : О внесении дополнений и изменений в Примерный устав рыбакской артели, Указ, 9, 68~89 (1974),
 - 27) Дронов С. И. : Экономические предпосылки принятия нового примерного устава рыболовецких колхозов, Рыбное хозяйство, 8, 79~81 (1973).
 - 28) Положение об охране континентального шельфа СССР, Указ, 10, 81~89 (1976).
 - 29) Указ Президиума Верховного Совета СССР : О временных мерах по сохранению живых ресурсов и регулированию рыболовства в морских районах, прилегающих к побережью СССР, Указ, 11, 532~534 (1977).
 - 30) Постановление Совета Министров СССР : О введении временных мер по сохранению живых ресурсов и регулированию рыболовства в районах тихого и северного ледовитого океанов, прилегающих к побережью СССР. Указ, 11, 646~647 (1977).
 - 31) Положение об охране рыбных и других живых ресурсов в прилегающих к побережью СССР морских районах, Указ, 11, 647~650 (1977).
 - 32) Постановление Совета Министров СССР : Об усилении борьбы с загрязнением моря веществами, вредными для здоровья людей или для живых ресурсов моря. Указ, 10, 107~109 (1976).
 - 33) Указ Президиума Верховного Совета СССР : Об усилении ответственности за загрязнение моря веществами, вредными для здоровья людей или для живых ресурсов моря. Указ, 10, 110~111 (1976).
 - 34) Постановление ЦК КПСС и Совета Министров СССР : О мерах по предотвращению загрязнения бассейнов Черного и Азовского морей (Изложение), Указ, 11, 119~122 (1977).
 - 35) Постановление Совета Министров СССР : О мерах по усилению охраны от загрязнения бассейна Балтийского Моря, Указ, 11, 388~394 (1977).
 - 36) Постановление ЦК КПСС и Совета Министров СССР : О мерах по дальнейшему обеспечению охраны и рациональному использования природных богатств бассейна озера Байкал (Извлечение), Указ, 12, 72~75 (1979).
 - 37) Постановление Совета Министров СССР : О дополнительных мерах по охране Каспийского моря от загрязнения (Извлечение), Указ, 12, 155~160 (1979).
 - 38) Постановление ЦК КПСС и Совета Министров СССР : О мерах по охране и рациональному использованию природных ресурсов озера Севан, Указ, 12, 491~495 (1979).
 - 39) Постановление ЦК КПСС и Совета Министров СССР : О дополнительных мерах по усилению

- охраны природы и улучшению использования природных ресурсов, Указ, 12, 579～589 (1979).
- 40) Положение о государственном контроле за использованием и охраной вод, Указ. 13, 49～53 (1981).
- 41) Закон СССР : Об охране и использовании животного мира, Указ, 13, 434～439 (1981).
- 42) Постановление Совета Министров СССР : О дополнительных мерах по усилению охраны рыбных запасов и улучшению организации любительского и спортивного рыболовства, Указ. 14, 199～203 (1983).
- 43) Постановление ЦК КПСС : Об организаторской работе Тюменского обкома партии по мобилизации производственных коллективов, ученых и специалистов рыбного хозяйства на увеличение в водоемах области запасов промысловых рыб и лучшее их использование (Изложение), указ, 11, 330～331 (1977).
- 44) Постановление ЦК КПСС и Совета Министров СССР : О мерах по дальнейшему развитию производства, расширению ассортимента, повышению качества рыбной продукции и по улучшению торговли рыбными товарами (Извлечении), Указ, 11, 476～481 (1977).
- 45) Постановление ЦК КПСС и Совета Министров СССР : О мерах по дальнейшему развитию рыбоводства и увеличению вылова рыбы в пресноводных водоемах страны (Изложение), Указ, 12, 453～456 (1979).
- 46) Пленум ЦК КПСС : Продовольственная Программа СССР на период до 1990года (Изложение), Указ, 14, 401～414 (1983).
- 47) Завершающий Год Пятилетки, Рыбное хозяйство, 1, 3～5 (1985).
- 48) Четвертый Год Пятилетки, Рыбное хозяйство, 4, 3～6 (1984).